

(別紙1)

## 田辺市奥熊野古道ほんぐう（道の駅）過去3年の収支状況

区分		H 2 8	H 2 9	H 3 0	3ヶ年平均
利用者数（人）		148,395	151,834	147,348	149,192
収入	物産販売	274,270,000	274,292,000	257,304,467	268,622,156
	食堂	6,793,000	6,944,000	7,251,885	6,996,295
	その他（自販機）	906,000	934,000	832,088	890,696
	事業外収入	0	2,000	0	667
	計	281,969,000	282,172,000	265,388,440	276,509,813
支出	仕入	216,276,000	215,008,000	211,049,492	214,111,164
	購買費用	4,908,000	1,483,000	1,213,720	2,534,907
	奨励費	1,605,000	1,320,000	1,301,928	1,408,976
	購買雑費	2,572,000	1,703,000	1,820,466	2,031,822
	荷造運賃	1,258,000	1,514,000	0	924,000
	給与賃金	27,083,000	26,042,000	21,425,722	24,850,241
	法定福利費	4,293,000	4,390,000	3,937,382	4,206,794
	福利厚生費	1,122,000	318,000	483,972	641,324
	退職給付費	831,000	112,000	263,800	402,267
	租税公課	318,000	325,000	219,192	287,397
	旅費交通費	3,000	3,000	17,112	7,704
	通信費	458,000	446,000	414,403	439,468
	図書研修費	34,000	28,000	21,908	27,969
	広告宣伝費	786,000	422,000	516,477	574,826
	接待交際費	19,000	0	0	6,333
	損害保険料	291,000	232,000	315,087	279,362
	修繕費	913,000	1,076,000	926,242	971,747
	消耗品費	572,000	499,000	659,796	576,932
	備品購入費	1,583,000	298,000	527,002	802,667
	施設管理費	1,694,000	1,100,000	752,450	1,182,150
	諸会費	0	0	199,000	66,333
	雑費	725,000	545,000	442,255	570,752
	光熱水費	6,205,000	6,005,000	4,994,896	5,734,965
	燃料費	0	0	1,752,942	584,314
	事務委託費	309,000	309,000	307,001	308,334
	賃借料	5,675,000	6,317,000	6,350,534	6,114,178
	減価償却費	2,666,000	2,218,000	2,075,665	2,319,888
	事業外費用	0	495,000	0	165,000
	管理部費配分額	4,714,000	5,638,000	0	3,450,667
	計	286,913,000	277,846,000	261,988,444	275,582,481
	差引	▲ 4,944,000	4,326,000	3,399,996	927,332

(別紙2)

## 田辺市奥熊野古道ほんぐう施設設備等管理業務一覧

	業務分類	含まれる業務	頻度
1	清掃	館内・館外の一般清掃、床・窓ガラス等定期清掃	日常維持管理
2	廃棄物処理		日常維持管理
3	警備	機械警備（遠隔監視システムなどによる警備）等防犯設備	日常維持管理
4	建築	内外装・建具・構造部等点検	定期点検保守
5	外構	植栽維持管理、外構・工作物点検等	定期点検保守
6	消防・防災設備	消防・防災設備点検、非常電源設備等の保守	定期点検保守
7	受変電設備	受変電設備（保安含む）	定期点検保守
8	電話通信設備	電話設備、LAN設備	定期点検保守
9	電気その他設備	動力・電灯・配電盤・分電盤・避雷設備・配線等点検、日常維持管理は消防設備・受変電設備等も含めて対象	定期点検保守
10	給排水その他設備	ポンプ・湯沸し器・温水器等定期点検保守 貯水槽清掃・保守点検、飲料水水質検査 排水管清掃	定期点検保守
11	浄化槽等維持管理	浄化槽定期保守点検 必要回数 法定水質検査 必要回数 浄化槽清掃 必要回数	定期点検保守
12	その他	上記のいずれにも含まれないもの	定期点検保守 日常維持管理

(別紙3)

田辺市奥熊野古道ほんぐう 田辺市所有備品

品名	メーカー	品番	数量	備考(購入年月日等)
冷蔵庫	ホシザキ	HRF-180SFT3	1	
製氷機	ホシザキ	IM-35L-1	1	
事務机			3	
金庫	クマヒラ	OS-53	1	
ロッカー(4ドア)	PLUS		2	
ロッカー(2ドア)	PLUS		2	
ロッカー(1ドア)	コクヨ		1	
書類棚			1	
書類ロッカー(大)			1	
書類ロッカー(小)			1	
パソコン	富士通		1	
掃除機	マキタ		1	
掃除機	日立		1	
放送用アンプ	パナソニック		1	
マイク	パナソニック		1	
調理台(中)長方形	クリナップ		1	
調理台(小)壁付	クリナップ		3	
調理台(小)壁付・穴あき	クリナップ		1	
調理台(大)	クリナップ		2	
ガス炊飯器(5升炊き)	リンナイ		1	
ガス炊飯器(3升炊き)	リンナイ		1	
ガスコンロ	オザキ		1	
ガスコンロ	マルゼン		1	

麵器	マルゼン		1	
ガスオーブン（魚焼き器）	パロマ		1	
シンク	クリナップ		3	
厨房棚（大）			1	
厨房棚（小）			1	
保温ジャー	象印	THB=C60	1	
保温ジャー	象印	THB=C80	1	

## 【リスク分担表】

指定管理者と田辺市のリスク分担については、次のとおりです。○印が、リスク負担者です。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	田 辺 市	指 定 管 理 者
法令等の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項(※1)	
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
不可抗力 (自然災害、争乱、暴動、 新型インフルエンザ等その 他の市又は指定管理者の何 れの責めにも帰すことので きない自然的又は人為的な 現象)	不可抗力に伴う施設、設備等の被害	○(※2)	
	不可抗力による業務の停止、業務の免除、指定管理の取消し	協議事項(※2)	
	不可抗力の発生に起因した指定管理者の増加費用リスク及び休業リスク		○(※2)
指定の取消し等に 伴う損害	指定の取消しに伴う指定管理者の損害		○(※3)
	指定管理者に帰すべき事由による事業継続不可能に伴う本市の損害		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生(不可抗力発生時も含む。)		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷	経年劣化によるもの(大規模修繕が必要なもの)	○	
	”(上記以外)		○
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(大規模修繕が必要なもの)	○	
””(上記以外)		○	
債務不履行	施設設置者(市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器の不備(指定管理者に起因するもの)又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用者等への損害		○
運営リスク	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	火災等(管理上の瑕疵によるものを除く。)に伴う運営リスク	協議事項	
火災保険加入	施設に対する火災保険の加入	○	
周辺地域・住民・ 利用者への対応	維持管理、運営における、利用者及び地域住民からの反対、要望、訴訟への対応		○
	指定期間内において指定取消しを受けた場合の利用者等に対する損害		○
申請コスト	申請に要する費用		○
調査	事業の実現可能性等の調査費用		○
資金調達	必要な資金確保		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
利用料等の管理	徴収又は収納した利用料、自主事業に伴う金銭の盗難や紛失		○
事業終了時の費用	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用及び引継ぎに必要な費用の負担		○

### ※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(法令等の変更)

- ・法令の変更時には、まず市と指定管理者で責任分担について協議を行うこととします。
- ・施設の管理運営行為そのものに重大な影響を及ぼすものについては、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

### ※2 不可抗力に係る対応

- ・不可抗力により、本業務の継続が困難になった場合又は本施設の供用ができなくなった場合には、業務継続の可否について協議を行うものとします。
- ・協議の結果、やむを得ないと判断された場合、指定取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行うものとします。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。
- ・不可抗力による取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害及び増加費用が生じて、市は、指定管理者に対する補償は原則として行いません。

### ※3 指定の取消しに係る対応

- ・問題発生時には、まず市と指定管理者で対応について協議を行うこととし、これに基づいて指定管理の取消しを行います。
- ・指定取消しに当たって指定管理者に損害及び増加費用が生じて、市は、指定管理者に対する補償は行いません。